



＜江の島ヨットハーバーセーフティガイド 2019＞

以下の内容は、江の島ヨットハーバーを安全に利用する上で最低限必要な重要なルールや各種事例を含めたユーザーへのガイドです。是非お読みいただき、快適なハーバーライフをお楽しみください。

1. ＜出艇に関するルール＞

①出艇申告及び帰着申告について

出艇申告をすることにより、海上に「いつ・・・(何日、何時)」「どこの・・・(バースNO)」「誰・・・(乗艇者)」が出ているか管理事務所が把握することができます。また、帰着申告により、海上に出た艇が無事に戻ってきたことが確認できます。これは、ハーバーから艇を出す際に最も基本的で決して忘れてはならない重要なルールです。

また、海上で万が一トラブルが発生した場合に出艇申告からトラブル艇や乗艇者を特定し、迅速なレスキュー活動につながる唯一の手がかりとなる場合もあります。言うならば、「命に関わる申告書」です。必ず励行してください。また、出艇帰着時間は必ず守ってください。帰着時間を過ぎても帰着申告がされてない場合は、捜索活動に入る場合があります。ディンギーの日没後の帆走は禁じられているため、冬期の帰着時間にも注意してください。また、大会(遠征)や修理等で他のハーバーや他の場所へ艇を搬出する場合は、必ず「搬出届」が必要です。

②スロープの使い方について

スロープは、ディンギーが使用する「海への玄関」です。時間帯や使い方によっては大渋滞が発生し、トラブルに発展します。したがって次のことを守ってください。

- スロープでのフィッティングや風待ち待機は禁止です。スロープの先頭の艇は速やかに出航してください。また、通路についても必ず艇が通行できるよう空けてください。
- スロープとはいえ自然な海です。一歩足を踏み入れれば海の生物が多少なりとも生息しています。「ウニ類」「背びれに毒を持った魚」「アンドンクラゲ」他、素足や素肌は避けて必ず足や肌を保護してください。

③船台の取扱いについて

○出艇の際、空の船台は所定の「船台ハンガー」または「船台置場」に必ず置いてくだ

さい。また、当日に帰港しない場合はバースに戻してください。

○船台の取り違いを防ぐため、バース番号が書かれた船台札（フロントで発行）を必ず取り付けてください。所有者だけが判別できる「目印」では意味がありません。

○帰着時間を過ぎて船台置場に船台が残っている場合は、その艇が海上で何らかのトラブルがあった？と管理者はまず考え、捜索活動の初動体制に入ります。実際にラダートラブルやデスマストで帰港できずレスキューしたケースもありますが、中には葉山へ行って一泊し、船台はそのまま船台置場に放置などというケースもあります。また、新しい船台に艇を載せ替えた後、古い船台をそのままスロープに放置などといった事例もあります。帰着時間以降はスロープ周辺に空の船台が一つもない状態が正常です。くれぐれも船台の管理には注意してください。

④ポンツーン（浮棧橋）の利用について

ディンギー保管数日本一である当ハーバーでは、ディンギー用ポンツーンの利用方法について明確なルールがあります。

特にディンギー第二ポンツーンでは、ディンギーは「風下側」、テンダーゴムボート類の動力船については「風上側」を利用するのが原則です。

また、クルーザーヤードポンツーンのパワーポスト(100Vコンセント)及び水道は共用のため常時独占的な利用はできません。

⑤出艇注意と禁止について

当ハーバーでは、ディンギーについて気象海象による「出艇注意」または「出艇禁止」の指導を行っています。

○出艇注意（黄色吹流し掲揚）・・・強風や波浪、濃霧、雷雲の接近等で海面状況の悪化が予想される場合や既に悪化し始めている場合など。

○出艇禁止（赤色の吹流し掲揚）・・・海面状況が悪化し、出艇に危険が伴うと判断した場合。

ただし、出艇禁止指導中でも一定レベル以上の技術を有する団体等や各種大会等で団体責任者、大会責任者により誓約書が提出された場合は出艇を認める場合があります。

⑥ハーバー周辺の危険箇所や漁網について

ハーバー周辺海域では次のような危険箇所がありますので注意してください。

○江の島白灯台堤防周辺・・・白灯台(湘南港燈台)南側約400mに「鴨根」という暗礁があり、波が立ちやすく、また、堤防先端部からは投げ釣りの釣糸が伸びている場合があるため、白灯台岸壁突端部は必ず大回りして航行してください。

- 腰越漁港赤灯台から小動ヶ崎テトラ周辺・・・この周辺は浅い岩礁で波が立ちやすく、刺し網などが設置されていて危険です。南寄りの強風でこの場所に流され座礁するケースが過去何度もあります。近づかないでください。
- 七里ヶ浜沖の小型定置や刺し網(エビ網等)、ワカメ網(冬季)・・・この周辺の岸寄りでは、これらの網が多く注意が必要です。
- 定置網や漁船・・・周辺海域に設置されている大型定置網、漁労中の漁船、国際信号旗A旗(ダイバー旗)を掲げている船舶等については、地元の漁業関係者との共存が必要です。トラブルを避けるためにも十分な注意が必要です。
- 片瀬海岸東浜周辺・・・東浜周辺海域は、夏期は海水浴場、その他の季節でもウインドサーフィンやジェットスキー、カヌーなどのマリレジャーが行われています。注意してください。
- 西浜周辺・・・西浜についても夏は海水浴場、夏以外でも地引網等で共同漁業区域となっており、ジェットスキーやサーフィン等のマリレスポーツについては「藤沢海浜のルールブック(藤沢市作成)が定められています。十分に注意してください。
- 稲村ヶ崎周辺・・・稲村ヶ崎周辺はかなり遠浅な岩礁地帯です。波が立ちやすく、刺し網も点在しています。岸寄りを航行せず必ず沖を航行してください。

⑦海上でのトラブルについて

一口に海上のトラブルと言っても色々なケースがあると思いますが、ディンギーであれば、強風による転覆やデスマスト、ラダー流失、乗員の体調不良、定置網への絡網、その他艀装品類のトラブル、など、クルーザーやテンドーゴムボート類であればエンジントラブルや燃料切れ、座礁等がこれに加わってきます。

昔と違って天気予報がかなり正確で、風予想や波の予想、雷や突風予想まで細かい情報がインターネットやスマホで入手することができます。海に出る前にまずこれらの情報を頭に入れ、その日の天候のシュミレーションを行ってください。ただ、艀装品のトラブルやエンジンのトラブル、体調不良など不測の事態が発生した場合は人命の確保が最優先になります。次に艀が風で流され岸やテトラ、磯場、定置網に近づく前にアンカーやシーアンカーを打ち、その後自力帰港できない場合は助けを呼ぶこととなりますが、携帯電話があれば直接当方管理事務所に一報してください。また、携帯電話が濡れて使えない場合や持ってない場合は、近くに通りかかった艀に両手を振って救助を求め、管理事務所への連絡をその艀にお願いしてください。(ちなみに片手を振るのは挨拶で、両手をクロスに振るのが助けを求めるサインです)

当方がレスキュー艀を発動する際に必要最小限知りたい情報が3つあります。一つ目は、トラブル艀の位置です。例えば「ハーバーを出て白灯台と葉山を結んだ線の稲村ヶ崎より手前」「C海面で江の島が0°に見える」・・・など。

二つ目は、トラブルの状況、例えば「マストが折れて漂っている」「定置網にひっかかった」「完チンして起こせない」・・・など。

三つ目は、乗員の状態、例えば「乗員2名で転覆した艇につかまっている」「クルーがブームパンチをくらって頭から出血している」・・・など。

これら3つの情報を基に、場合によっては、救急車の手配や海上保安署との連携を取り、トラブル艇を探し回ることなく最短時間で現場に急行することができます。

⑧港内最徐行について

テンダーやゴムボートその他動力船は、港内最徐行です。スピード走行すると引き波が立ち、ポンツーンにとめている他の艇が大きく揺れて大変危険です。また、クレーン作業に影響があります。必ず最徐行で波を立てずスロー走行してください。

⑨船検、小型船舶操縦士免許、ライフジャケットについて

クルーザーやテンダーゴムボートまたは大型ディンギーで船外機搭載艇（船の長さ3m以上、2馬力以上～総トン数20t未満の船舶）については、必ず船舶検査（定期、中間）を受け、合格した証のステッカー標示及び船検証、検査手帳の搭載が義務付けられています。また、これらを操縦するには、船舶操縦士免許の携帯及び船長は乗員全員に国交省認定（通称サクラマーク）のライフジャケットを着用させてください。

船検証類、検査済ステッカー、船舶操縦免許、法定備品、ライフジャケット着用、この5点セットは絶対に忘れないでください。

ちなみに、湘南港には当方管理者の他に現在「湘南海上保安署」や「横浜水上警察」という公的機関が常駐しており、違反艇には厳しい指導や罰則が適用される場合があります。

⑩船舶の給油について

小型船舶の燃料は、基本的に大型クルーザーなどに搭載されているディーゼルエンジンは「軽油」です。また、小型クルーザーやテンダー、ゴムボート類の船外機の燃料は「ガソリン（混合含む）」です。そして特にガソリンに関しては揮発性が高く危険物扱いになり、取り扱いは消防法でも厳しく決められています。

当ハーバーでは、給油専用のポンツーンがないため、給油は携行缶による陸上での給油が基本になりますが、携行缶から艇の燃料タンク給油口に補給する際は、火気厳禁はもちろんのこと、長いノズルを使用して給油口にノズルを確実に挿入してから補給するなどして携行缶を傾けた際の燃料漏れに細心の注意を心掛けてください。誤って溢した場合は速やかにウエス等でふき取るなど応急措置をしてください。また、燃料計を確認せずにオーバーフローしてしまうケースもあります。艇内に燃料がこぼれた場合はその

ままビルジで排出することは厳禁です。万が一燃料を海に流した場合は、海洋汚染に繋がりがり厳重注意や罰則適用にも繋がります。携行缶による燃料補給は、一人がノズルや燃料計に気を配り、もう一人が携行缶を傾けて行うなど、できれば二人作業で行ってください。

⑪津波対策について

津波警報や大津波警報が気象庁から発表された場合、陸上では防災放送ならびにサイレンが鳴り、広域避難場所(サムエルコッキング苑、江島神社)またはハウス津波避難タワーなどの高台への避難誘導が開始されます。この際できるかぎりライフジャケットを着用してください。陸上でも津波が襲って来れば海になります。少なくとも溺死のリスクは少なくなります。ライフジャケットがない人のために「津波避難用緊急ライフジャケットがフロント前ロービーと休憩棟内にある程度の数は用意されています。

次に海上に出ている艇については、地震も感じないし津波警報のサイレンも聞こえないため携帯電話の地震速報や津波緊急情報により情報を入手するか、視覚に頼ってハーバー南東側に設置されている通称ハーバーミズンマスト(黄色や赤色の吹流しが揚がるフラッグポール)に通常はあまり目にしない「黒色とオレンジのストライプ模様の吹流し」が掲揚されます。さらに当方レスキュー艇、保安署救難艇、水上警察警備艇等が出艇して津波情報を周知します。おそらく近隣の漁船も沖を目指すでしょう。

さて、海上に位置するディンギーは情報入手後どうすればよいか?という、一番大切に聞き逃してはいけない情報は、「津波の大きさ」と「津波の到達予想時間」です。例えば、第一波津波到達予想時間が30分、津波の高さが2mだとします(あくまで気象庁の予報)。この時間以内にハーバーへ戻り、さらに高台に避難することが可能か?これはその時の風の強さや帰港に要する距離と時間により自らが取るべき行動を判断しなければなりません。この到達予想時間が例えば10分以内、津波の大きさが8mで、帰港して避難する時間がないとの判断であれば、できる限り沖へ避難する選択になるでしょう。これらは、すべて自己判断あるいは各団体の責任者判断に委ねられます。もちろん当方やその他関係機関においてもその時の状況で確約はできませんが、限られた時間的余裕の範囲で陸又は沖への曳航等も考慮しています。

(参考) * 津波避難吹流しの写真はフロント横掲示板にあります。また、ハーバーから広域避難場所への陸上避難経路(避難経路図)については、フロントに用意してあります。また、実際の避難経路には避難誘導表示が貼りつけられています。

2. <陸上ヤードのルール（禁止行為）>

ハーバー内では次のようなことが禁止されています。

①火気の使用

港湾条例によりハーバーヤード内での焚火やバーベキュー、花火等の火気の使用は禁止です。喫煙については所定の喫煙所を利用してください。

②ハーバー内での自転車、バイク、キックボード、スケートボードの乗り回しや駐輪

ハーバー内では自転車、バイク、キックボード、スケートボード等の乗り回し及び駐輪はできません。ハウス前駐輪場またはセンタープロムナード入口の仮設駐輪場を利用してください。

③ハーバー内の車の駐車

ハーバー内は駐車場ではありません。必ず駐車場を利用してください。艇の搬出入及び荷物の運搬等で一時的に車を入れる場合は、必ずフロントで「車両乗り入れ票」の発行を受け、車のフロントガラスに掲示してください。作業時間の目安としては最長1時間以内です。また、ハーバー内での走行は、最徐行で走行し、艇や人との接触事故には十分注意してください。

④ハーバー内での釣り、遊泳、飛び込み、カイト、ドローンの使用

上記については禁止です。ただし業務用のドローンの使用については、業務内容により許可される場合がありますのでフロントに相談してください。

⑤危険物の持ち込み

発火物、爆発物及びビン類などの割れ物のヤード内への持ち込みは禁止です。ビン類がヤードやスロープで割れた場合、大怪我に繋がります。

⑥その他迷惑行為

その他、通路やハウス内、船具ロッカー内でのセール干しや艀装品の修理や塗装、など。

3. <艇の管理方法について>

年間契約艇(一般利用艇)は、必ず決められたバースに艇を置き、フロントで発行された同番号のステッカーをトランサムの見える場所に貼ってください。ディングーについては、船台札も発行していますので取り付けてください。(バース番号、ステッカー番号、船台札番号は全て同一の3点セットです) また、臨時艇(ビクター艇)についても、フロントで指定されたバースに置いてください。

①ディングーの管理方法

各艇の管理については、基本的に自己責任です。ただし、管理状態を把握するため随時当方管理者が巡視を行います。また、台風や大型低気圧の接近により、他の艇に被害が及ぶのを防止するために艇のラッシングロープが緩い場合やボロボロの場合、ロープ自体がない艇などについては、緩んだロープを締め直したり、応急用ロープで補強する場合があります。ちなみに艇のラッシング方法ですが、バースには艇の前後にロープがかけられるように係船リングが4個設置されています。必ず前後別々にロープをかけ、それぞれをラッシングしてください。前後を一本の長いロープで固定したり、クロスにかけたりすることはロープが緩みやすく勧められません。艇のバウ側のロープについては、マストに一周回すと艇が前後に動くことはありません。また、ビール箱等でバウを上げて保管する場合は、ビール箱にバース番号等を明記し、ビール箱と船台を短いロープで一体に固定してください。よくあるケースですが、艇のラッシングロープが緩い場合は強風で艇のバウが浮いた瞬間にビール箱が抜け、そのビール箱は他のバースへ飛んでいき、艇の固定ロープはさらにゆるゆるの状態になり、艇は船台から落ちて船底に傷が付いたり、横倒しになってしまいます。

また、台風時等でマストを倒すか否かについては、それぞれに一長一短がありますが、私は、MAX 30 m/s程度の風速であればマストを立てたままステーをしっかりと張り、艇とマストを一体にして固定する方法がよいと思います。

ただし、切れそうなステーを張っても意味はなく、倒した方がよいでしょう。

②クルーザーの管理方法

陸置きクルーザーの場合は重量があるので風で飛ぶことはありませんが、ラッシングロープと船台の車輪止めをやっていない場合は横倒しになることは十分にあります。また、オーニングやジブファーラーなど強風によりはだけてビリビリになるケースもよくあります。ジブセールは下ろして収納するか、下す時間がなければメインシートやスピンシートなどを利用してセール上部かららせん状に巻くのも有効です。

係留クルーザーについては、風対策に加えてうねり対策(荒天用増しモヤイ)が必要です。

③バース内または共用部分に置かれた荷物や雑物について

基本的に共用部分に放置されている荷物や雑物は撤去します。また各バース枠内は艇を置くためのスペースであり、基本的に雑物は置けませんが、一時的に何かを置く場合は全て自己責任となります。例えば、無造作に置かれた荷物、この中に食べ物が入っていれば、それを狙うトンビやカラスが上空から目を光らせているかもしれません。また、貴重品が入っていればそれを狙う悪意ある人間の目があるかもしれません。

ヤードだけに限らず、ハウス内や船具ロッカー棟内等すべての共用スペースについても同様です。特にハウス内にある「更衣室」については、着替えを一時的に置く棚は設置されていますが、一日中着替えや荷物を置きっぱなしにすることはできません。荷物は必ず船具ロッカー棟内にある「契約ロッカー」または「日貸しロッカー」を利用し、貴重品については、フロント横「貴重品ロッカー」を利用してください。

また、当ハーバーの「更衣室・シャワー室」は一体になっていますが、更衣室については無料、シャワー室については有料です。更衣室とシャワー室の間に間仕切りはありませんが、モラルと言う名の「見えない間仕切り」があります。シャワー室を利用する場合は必ずフロントで手続きを行ってください。

④ゴミの処理について

一般的に言われている「可燃ごみ」「空缶類」「ペットボトル類」については、ヤードに設置されているゴミ箱に分別して捨ててください。その他のゴミ(不燃物、部品類、大型ゴミ等)についてはすべて有料になります。フロントで見積をしますのでご相談をお願いします。また、言うまでもなく家庭ごみや合宿所のゴミをハーバーへ持ち込んで捨てることは厳禁です。

(施設専門用語解説)

- ・バース・・・艇の置場、区画
- ・ポンツーン・・・浮棧橋
- ・パワーポスト・・・浮棧橋に設置されている100Vコンセント
- ・ハーバーミズンマスト(通称)・・・ハーバー南東側に設置されている各種吹流し掲揚用ポール(本来二本マスト帆船ケッチの後部の短いマストのことを言うが、これを模作したフラッグポールのこと)

(ハーバーでの各種トラブルについては、管理事務所：0466-22-2128 までお願いします)

2019年4月

江の島ヨットハーバー(湘南港)指定管理者

(株)湘南なぎさパーク ハーバーマスター

